

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年9月7日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦

1 工事内容

- (1) 工事件名 令和8年度長岡市一般国道351号区画線復旧工事
- (2) 工事内容 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年11月16日まで（予定）
- (4) 履行場所 新潟県長岡市大手通二丁目他（別添－1参照）
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区において、令和7・8年度建設工事競争参加資格審査における工種区分「舗装」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。

建設業法第26条の規定に該当する者として国土交通大臣が認定したものであること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課
電話 03-3347-4325

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和8年9月11日（金）15時00分

②-1 持参又は郵送による提出方法（押印した見積書）持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記（1）と同じ。

②-2 電子メールによる提出方法（押印を省略した見積書）本件は見積書を電子メールにより提出することができる。ただし、「押印を省略し責任者情報を記載のうえ、PDF形式とした見積書」とし、提出期限までに下記専用電子メールアドレスに送信され、上記（1）において受信確認できたものに限る。

専用電子メールアドレス tosai-keiri@ur-net.go.jp

※見積書送付時の電子メールの件名に【9/11 オープンカウンター見積書】と記載すること

※見積書送付の電子メール本文中に、住所・会社名・業者登録番号・担当者氏名・連絡先電話番号を記載すること。

③ 提出書類 上記2（6）に記載の技術者に係る証明書類を見積書と併せて提出すること。

(3) 見積合せの日時

令和8年9月11日（金）16時00分

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書等作成の要否 要

請書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規定→入札関連様式・標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等→請書（工事・コンサルタント等）を参照）を作成するものとする。

(3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価

格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記 3 (2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 外部電磁的記録媒体の利用に関する取扱いについて

落札者は、「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書等→外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項を参照)を上記 4 (2)の請書の提出と併せて、同日付けで締結するものとする。

(7) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 技術監理部 企画第 1 課
電話 03-5323-0581

以 上

オープンカウンター方式による見積合せ説明書

本説明書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について、説明したものです。

なお、オープンカウンター方式とは、機構が調達する案件で独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第370条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号（いわゆる少額契約）に該当する場合のうち、消耗品、備品等の物件の購入、印刷製本等及び役務その他の契約で適当な案件を、ホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方式です。

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

「オープンカウンター方式による見積合せの公示」（以下「公示」という。）に示すとおりとします。

2 見積参加者に必要な資格

公示に示すとおりとします。

3 見積方法

- (1) 見積参加者は、公示、仕様書、本説明書等を熟覧し、承諾のうえで、見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、機構に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申立てることはできません。
- (2) 見積参加者は、見積案件ごとに所定の書式による見積書により見積りをして下さい。
- (3) 見積書は、封かんの上、見積参加者の氏名等必要事項を明記し持参して下さい。ただし、機構においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができます。この場合には、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に必要事項を記載し、機構あての親書で提出して下さい。なお、電話、電報、電送その他の方法による提出は認めません。ただし、公示において電子メールによる提出を認める場合はこの限りでない。
- (4) 見積書の提出場所及び提出期限は、公示に示すとおりとします。
- (5) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。但し、金額の訂正は認めません。
- (6) 見積参加者は、見積書を提出した後は、開封の前後を問わず、辞退をすることができません。また、引換え、変更又は取消しをすることもできません。

- (7) 見積参加者は、調達物品等の本体価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を見積るものとします。

4 見積合せ

(1) 見積参加者の立会

見積合せは、公示において指定する日時に行います。なお、その際、見積参加者の立会は不要です。

(2) 参加者不在等の取扱

見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は見積合せをした場合において予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、機構が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

5 公正な見積りの確保

- (1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- (2) 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

- (3) 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

6 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

- (1) 参加資格のない者が見積りをなしたとき
- (2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (3) 見積金額の記載を訂正したとき
- (4) 見積者の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）の判然としないとき
- (5) 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき
- (6) 明らかに連合によると認められるとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

7 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積りした者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。
- (3) 見積合せの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

8 契約保証金

契約の相手方と決定した者は、契約締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。なお、契約保証金の納付の有無は、公示において示します。

9 契約の締結

契約の相手方と決定した者は、決定された日から7日以内に契約書、請書その他これに準ずる書面を作成し、契約を締結しなければなりません。ただし、契約書等の作成が不要とされた場合は、この限りではありません。なお、契約書等の作成の要否は、公示において示します。

10 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、公示において求められた要件について、機構から説明を求められた場合は、機構が指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

11 見積の参加制限

次の各号の一に該当する者にあつては、その事実のあつた後2年間見積りに参加することができません。

- (1) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があつた者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

12 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積合せを取りやめることがあります。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

以 上

見 積 書

金

円也（税抜）

ただし、令和8年度長岡市一般国道351号区画線復旧工事

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者役職・氏名

印※1

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表	裏
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 松村 秀弦 殿 令和8年度長岡市一般国道351号区画線復旧工事……見積書	封 住所・連絡先 氏名 ※登録番号

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。
- なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
- 提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

履行場所



仕様書

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 : 令和8年度長岡市一般国道 351 号区画線復旧工事
- (2) 工事場所 : 新潟県長岡市大手通二丁目他
- (3) 工 期 : 契約締結日の翌日から令和8年 11 月 16 日まで (予定)
- (4) 工事の目的

長岡市大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業による、地区内通路開通に伴う一般国道 351 号における安全施設の復旧及び看板設置・撤去等を本工事の目的とする。

(5) 工事内容

- ①国道 351 号 (一部) の区画線 (溶融式) の設置及び切削
- ②安全施設 (看板等) の設置
- ③本工事に係る各種申請手続き、現地立会い等
- ④地区内道路開通後の看板等の撤去

ただし、①～③については、令和8年 11 月 10 日までに実施すること。また、地区内通路開通までは、監督員の指導のもと、道路内を一部カラーコーン等で養生すること。

(6) 工事の仕様等

設計図面による

(7) 工事数量

数量表による

2. 一般事項

- (1) 受注者は、本工事に先立って、主任技術者を決定し、本工事に必要な作業計画書を提出して承認を得なければならない。万一、これらの内容に変更が生じた場合には、その都度変更計画書を提出しなければならない。
- (2) 本工事において受注者は、当該地区で作業する際は、その都度事前に監督員に連絡すること。また、以下の内容について考慮すること。
 - イ) 本工事施工に当たっては通行人、周辺居住者及び一般通行人車両の安全を図るため、特に指定する事項以外については、受注者の負担により適切な措置を講ずる。
 - ロ) 本工事に関係する車両が地区外道路等に駐車することのないよう十分注意すること。なお、車両の処理及び駐車等により生じた紛争の解決は受注者の責任において行う。
 - ハ) 資材の搬出入車両を含む全ての工事関係車両を駐停車させ運転位置から離れる場合は、必ず原動機の停止と車輪止めの設置をすること。
- (3) 本工事の仕様書に記載なき場合には、都市再生機構「基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準 (令和6年度版)」によること。安全対策も上記基準による。

- (4) 受注者は、本工事の作業実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。
- (5) 受注者は本工事の実施にあたって、その工事に関して知り得た情報を他に漏らしはならない。
- (6) 成果品は、機構の承諾なく第三者に公表、貸与してはならない。
- (7) 受注者は、本工事の作業中に監督員の指示があるときには、その都度検討中の内容を示す図書、その他の資料を適宜提出するものとする。
- (8) 本工事の打合せに際しては、必要事項を記録し、適宜監督員に提出すること。また、検査時には全ての打合せ記録簿を提出すること。
- (9) 成果品の検査において、監督員並びに検査員から訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (10) 本工事完了後に、明らかに受注者の責を負う不適合が発見された場合には、直ちに本工事に係る事項の修正を行わなければならない。
- (11) 本工事に関する技術的な検討、考察するにあたっては、基準となる出典根拠を明らかにしておき、監督員に提示すること。
- (12) 本工事において受注者は、関係法令を遵守し、必要な届出及び対策を講ずること。
- (13) 本工事において発生した事故等は、その内容に関わらず直ちに監督員に報告すること。
- (14) 指導検査について
受注者は、発注者の発意により指導検査を実施する場合には、これに立会い、指摘事項については是正すること。
- (15) 検査カルテについて
工事請負契約書に定める検査及び指導検査の時に「検査カルテ実施要領」(機構HP書式一覧→様式-05 検査→01 (新保_共))に基づく検査カルテを作成し、検査員に提出する。

3. 工事にあたっての補足事項

- (1) 実施時期については、天候状況を考慮して監督員との協議で決定する。
- (2) 隣接する敷地内に立ち入る時は、あらかじめ監督員と協議すること。
- (3) 周辺市道等に設置する看板の設置位置については、あらかじめ監督員と協議すること。
- (4) 地下埋設物への影響を及ぼす工事（掘削、打ち込み工事等）を実施する際は、事前に地下埋設物の状況について、設計担当者から事前調査資料を受領したうえで、受注者によりその資料を参考に調査を行い、現地の状況を確認すること。

- (5) 作業日時については、原則下記のとおりとする。ただし、地元協議等により変更になる場合は、監督員の指示に従うこと。

通常作業	午前 8 時 00 分 ～ 午後 6 時 00 分
作業を休止する日	土曜日・日曜日・祝日
作業時間の制限(作業内容等)	騒音・振動を伴う作業
〃 (作業時間)	午前 9 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分

- (6) 交通誘導警備員は、下記の人員数を配置すること。配置位置については、「道路工事現場保安施設設置基準(国土交通省)」を参考に配置すること。

交通誘導警備員の種別	人 数	配置時間	交替要員
一級検定合格警備員又は 二級検定合格警備員	4 人	昼間勤務 (8:00～17:00)	☐ あり
	—	夜間勤務 (20:00～5:00)	☐ あり ☐ なし
	—	24 時間勤務	☐ あり ☐ なし
上記以外の警備員	—	昼間勤務 (8:00～17:00)	☐ あり ☐ なし
	—	夜間勤務 (20:00～5:00)	☐ あり ☐ なし
	—	24 時間勤務	☐ あり ☐ なし

- (7) 関連工事について

本工事の施工に関連する施工中、又は施工予定の主な他工事は次のとおりとする。
(関連工事がある場合)

工事内容	施工者（事業者）	施工時期（予定）	工事調整の状況
信号復旧工事	UR 都市機構	令和 8 年 11 月中旬	未済

- (8) 関係機関の検査等について

- イ) 本工事における法規制・関係官庁の許可等を受けて施工する工事は、下記のとおりである。

工事内容	規制法規	監督官庁・ 所管行政	申請・許可等の状況 (今後の予定)
区画線復旧工事 道路使用許可	道路交通法第 77 条	長岡警察署	未済
区画線復旧工事 道路工事施工承認・道路占用許可	道路法第 24 条 道路法第 32 条	長岡市	未済

- ロ) ｲ)に記載する許可等について、許可条件がある場合は監督員より受領し、それを遵守し施工すること。
- ハ) 地方公共団体等へ移管する構造物等又は許可等を得て施工した工事について、所管行政等の検査（以下、「行政検査」という。）が実施される場合は、監督員の指示に従うこと（検査に要する図書作成等を含む）。
- ニ) 行政検査後に要正箇所が生ずる可能性を鑑み、また、行政検査前に発注者により事前確認すべきことから、検査の流れは、指導検査、行政検査、請書第 11 条第 2 項による検査（完成検査）の順に受検することを原則とする。
- ホ) ｲ)ロ)に記載する内容について、施工に関しての基準等について確認のうえ施工すること。
- (9) 工事管理上作成した図面データ等については監督員と共有すること。

4. その他

(1) 打合せ

本業務の着手前、上記1(5)①～③完了時、完了後の3回を想定するが、その他必要な各時点で監督員等と打合せを行うこと。

(2) 成果品

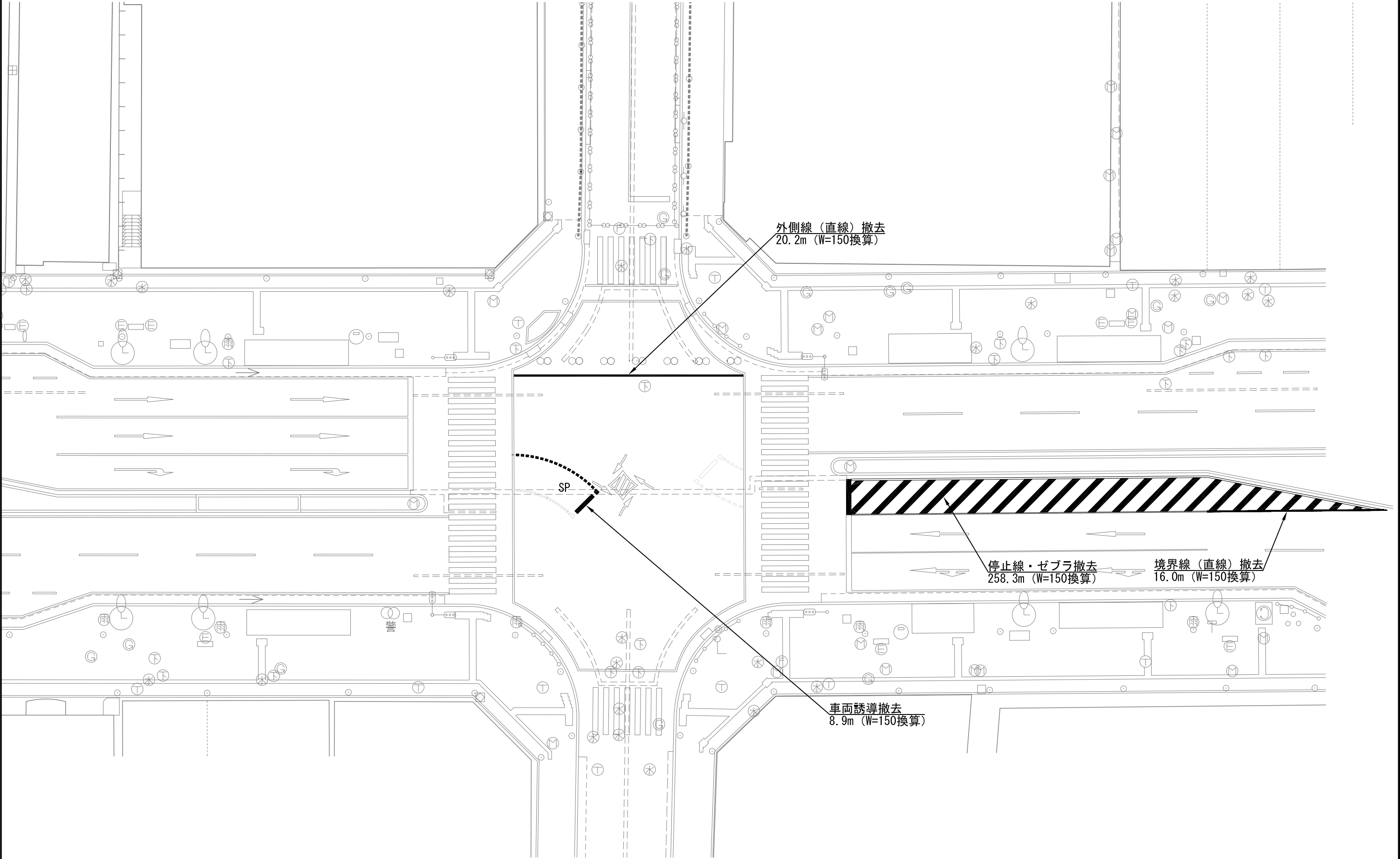
工事完了時に下記①～④の成果品を2部提出する。

- ①報告書(使用材料報告書、報告・協議書など)
- ②現場写真(施工前・中・後)
- ③原図一式
- ④電子データ一式

以 上

区画線撤去平面図

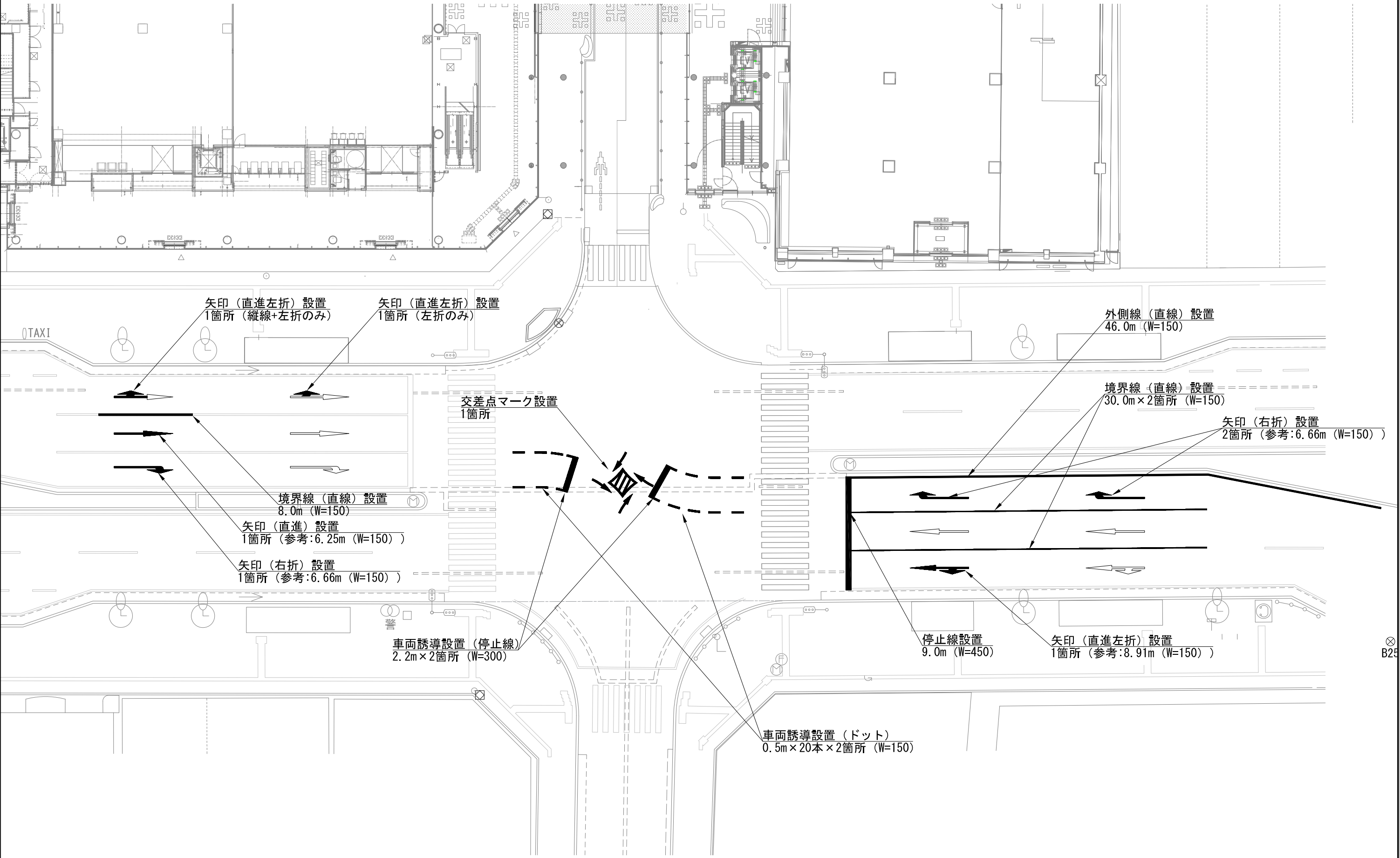
S=1/300



日付	 UR	UR都市機構 東日本都市再生本部	部長	課長	主幹	主査	担当	設計事務所	工事名称	設計名称	図面名称	縮尺	図面番号
											区画線撤去平面図	1:300	

区画線設置平面図

S=1/300



矢印（直進左折）設置
1箇所（縦線+左折のみ）

矢印（直進左折）設置
1箇所（左折のみ）

外側線（直線）設置
46.0m（W=150）

境界線（直線）設置
30.0m×2箇所（W=150）

矢印（右折）設置
2箇所（参考:6.66m（W=150））

交差点マーク設置
1箇所

境界線（直線）設置
8.0m（W=150）

矢印（直進）設置
1箇所（参考:6.25m（W=150））

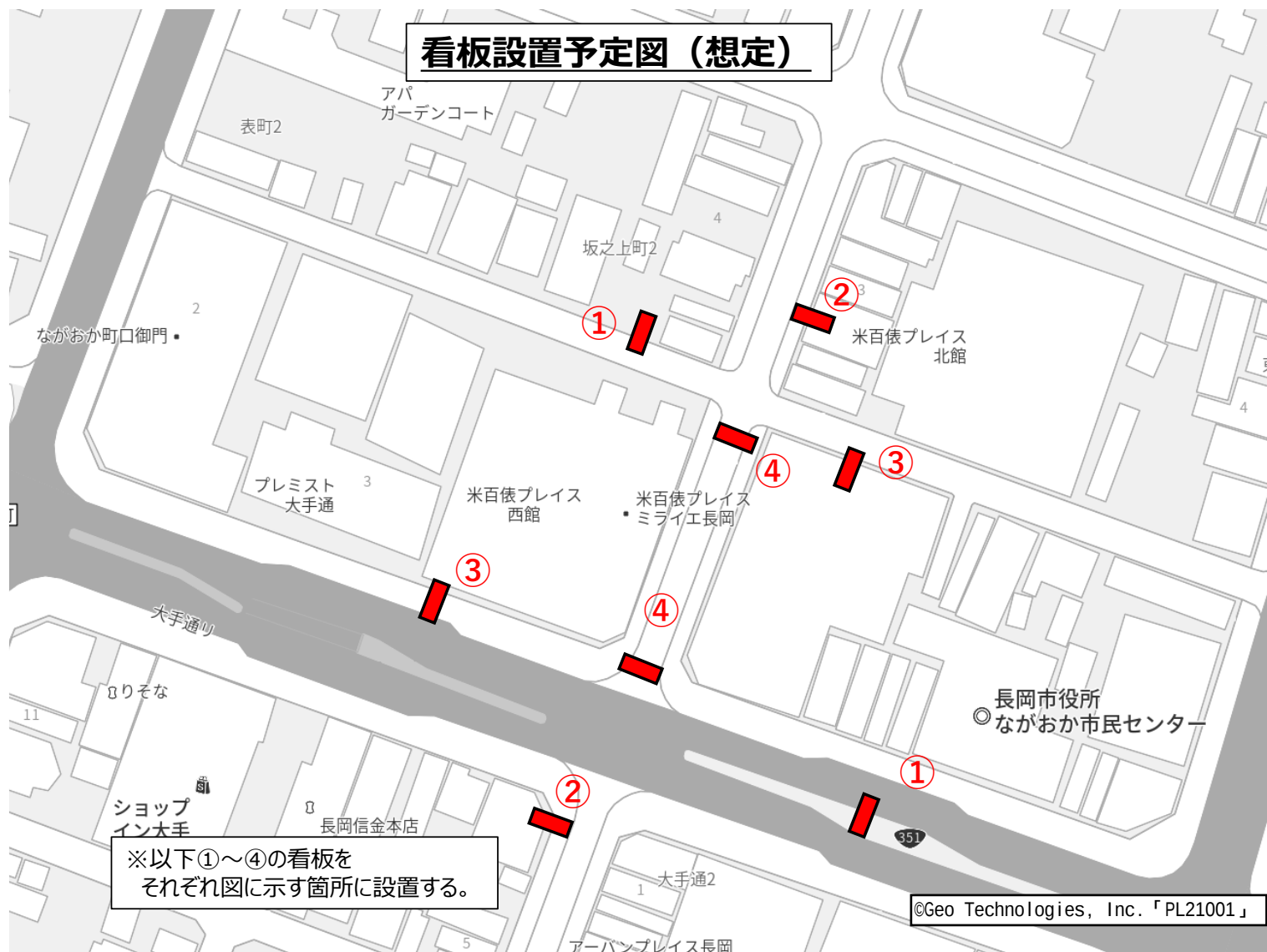
矢印（右折）設置
1箇所（参考:6.66m（W=150））

車両誘導設置（停止線）
2.2m×2箇所（W=300）

停止線設置
9.0m（W=450）

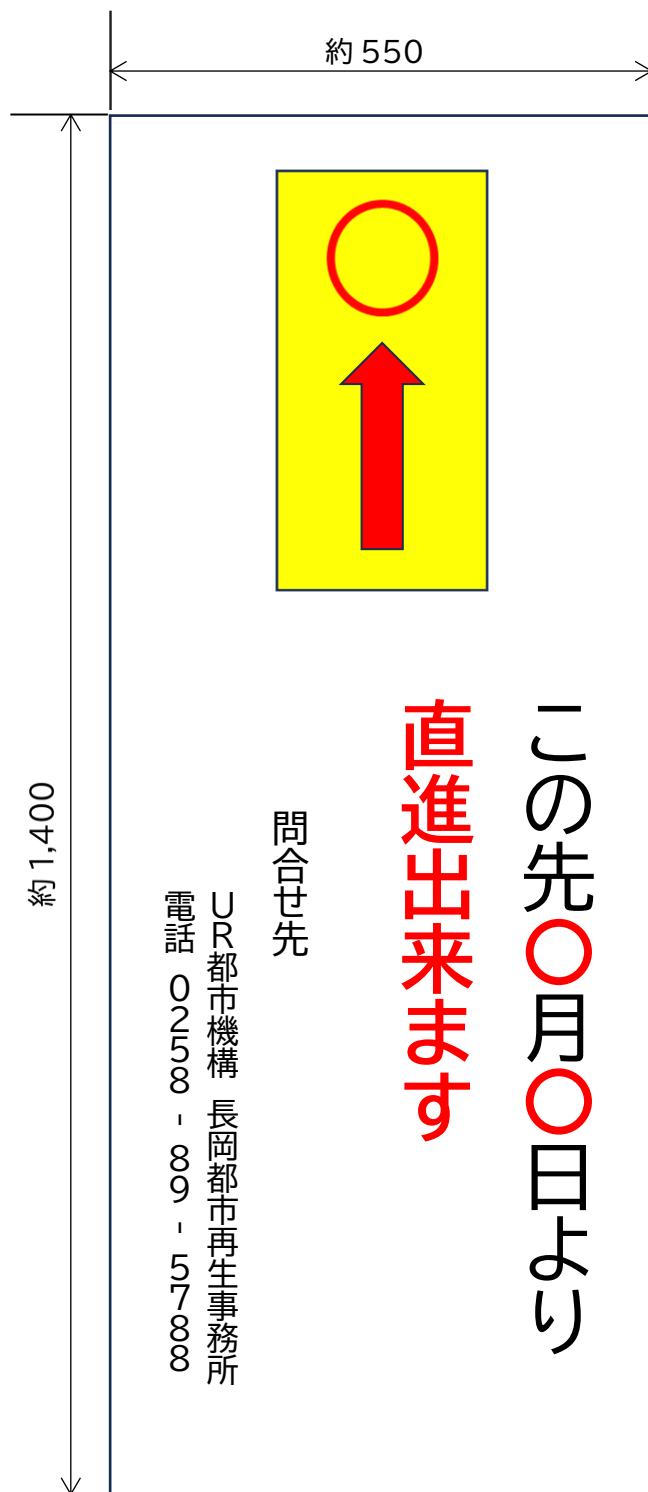
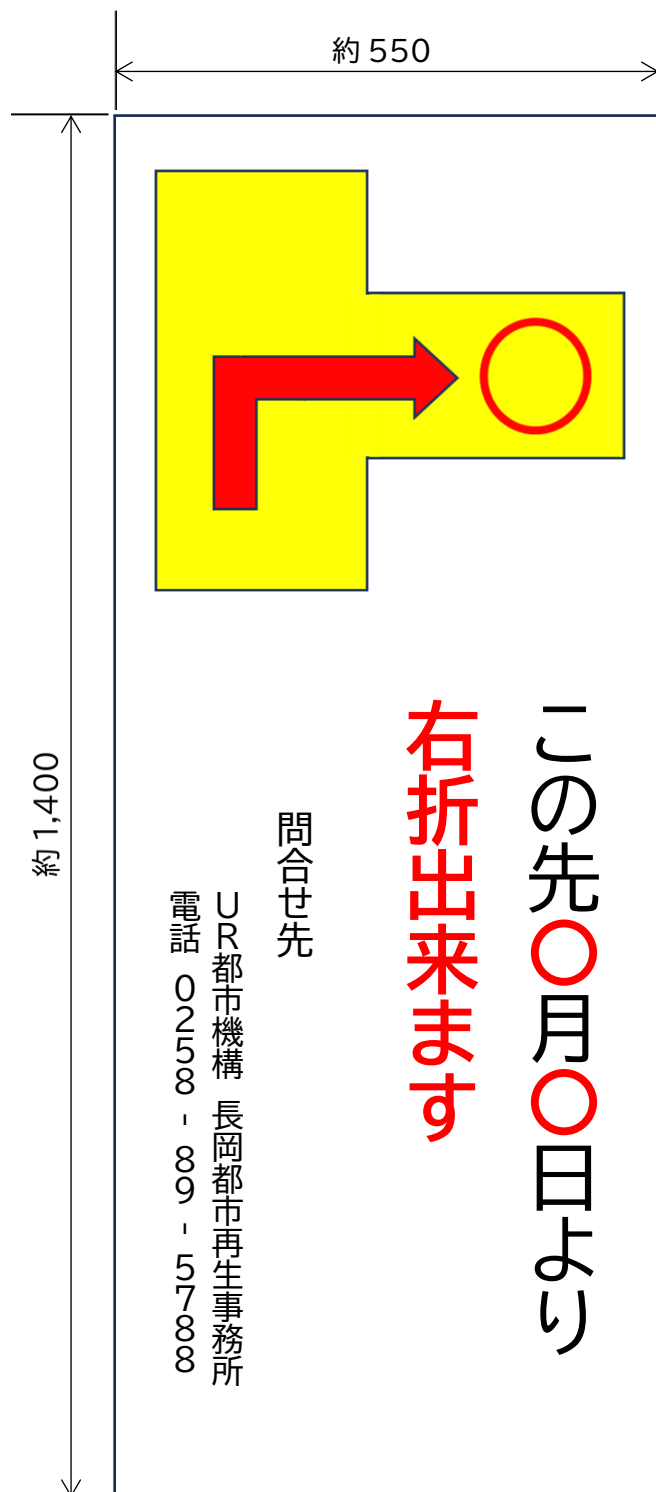
矢印（直進左折）設置
1箇所（参考:8.91m（W=150））

車両誘導設置（ドット）
0.5m×20本×2箇所（W=150）



①

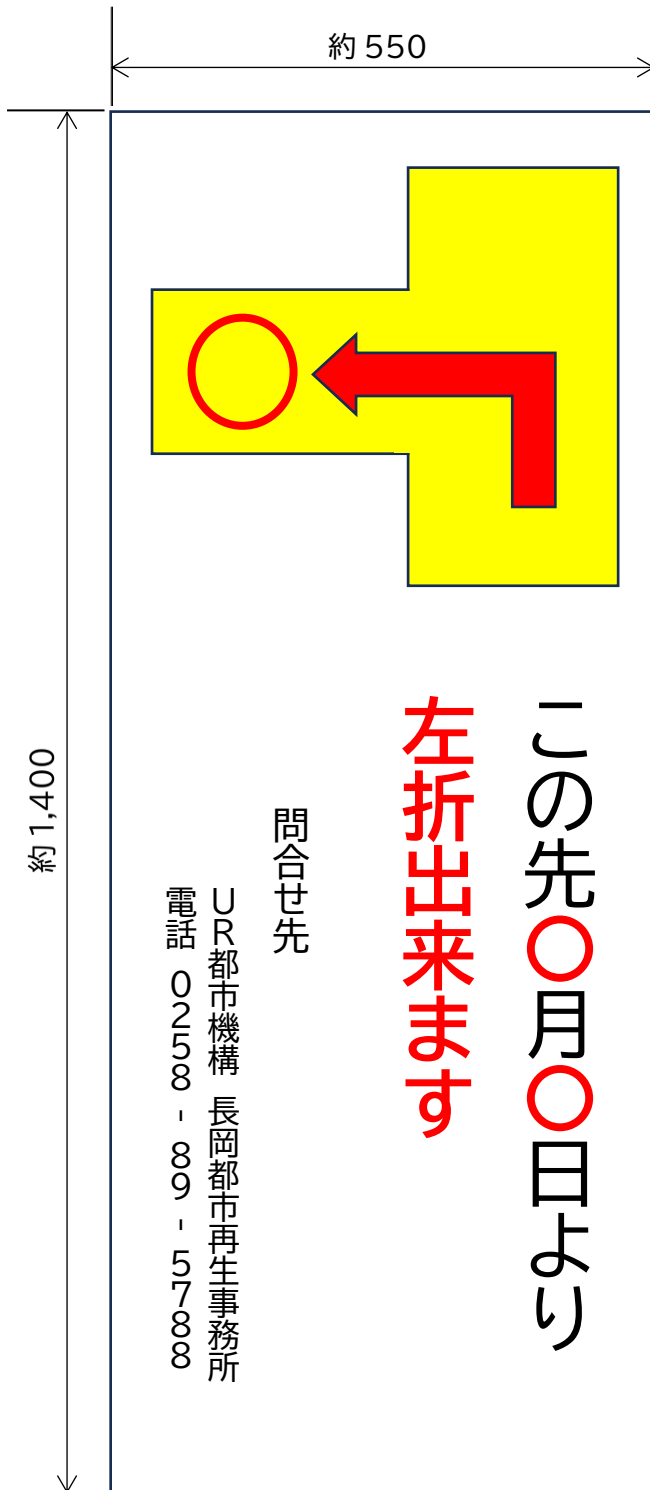
②



※看板の記載内容は、監督員の指示による。

③

④



※看板の記載内容は、監督員の指示による。

数量表							
工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数量		適要
【国道351号（大手通）】							
道路付属施設工	区画線工	区画線消去	機械削り式	m	303		
		区画線設置	外側・境界線 W=15cm	m	114		
			停止線 W=45cm	m	9.00		
			矢印（右折）	箇所	3		
			矢印（直進）	箇所	1		
			矢印（直進+左折）	箇所	1		
			矢印（直進+左折） 左折部のみ	箇所	1		
			矢印（直進+左折） 直進部, 左折部のみ	箇所	1		
			交差点マ-ク（対角2.0m）	箇所	1		
			車両誘導帯 W=15cm	m	20.0		
			車両誘導帯 W=30cm	m	4.40		
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	昼間 A 交代なし	人	4.0		
		新設看板設置	8箇所	式	1		
		新設看板撤去	8箇所	式	1		